

○国民健康保険料（税）とは？

1. 国民健康保険料（税）のしくみ

各市町村においてその年度に予測される医療費から、国などの補助金と病院などで支払う一部負担金を差し引いた額が、国民健康保険料(税)の総額になります。これを次の4つの項目に割り振り、それらを組み合わせると一世帯あたりの国民健康保険料（税）額が決められます。

所得割	世帯の所得に応じて算定
資産割	世帯の資産に応じて算定
均等割	世帯の加入者に応じて算定
平等割	一世帯あたりいくらかとして算定

※組み合わせは市町村によって異なります。

※40歳から64歳の方は介護保険分も合わせて納付します。

2. 国民健康保険料（税）を納めるときの注意

- ・国民健康保険料（税）は年度ごとに計算します。
- ・国民健康保険料（税）を納めるのは、各世帯の世帯主となります。（世帯主が職場の健康保険に加入している場合でも、家族に国保加入者がいれば、その加入者の保険料（税）は原則として世帯主が納めます。）
- ・国保加入の届け出が遅れた場合でも、加入資格が発生した月まで遡って国民健康保険料（税）を納めます。
- ・年度の途中で国保に加入した場合、加入した月分から国民健康保険料（税）を納めます。
- ・年度の途中で国保をやめた場合、やめた月の前月分までの国民健康保険料（税）を納めます。

3. 国民健康保険料（税）の納付方法

納付方法として、納税通知書や口座振替による徴収（普通徴収）と年金からの徴収（特別徴収）があります。なお、特別徴収については、下記の条件を満たす方が対象となります。

- ①年金給付額が年額18万円以上である方
- ②国民健康保険の加入者全員が65歳以上の国保世帯において、世帯主が国保の被保険者で、年金を受給している方
- ③介護保険料の特別徴収対象者
- ④介護保険料と国民健康保険料(税)を合算した額が、年金給付額の2分の1に相当する額を下回る方

☆国民健康保険料（税）の納付は、納め忘れの防止になる「口座振替」が

便利です。お手続きは市町指定の金融機関までお問合せ下さい。

4. 国民健康保険料（税）を滞納すると

特別な理由がないのに国民健康保険料（税）を滞納すると、次のような措置がとられます。国民健康保険料（税）は納期内に必ず納めましょう。

- (1) 納期限を過ぎると、督促が行われます。
- (2) 通常の保険証の代わりに、有効期間の短い「短期被保険者証」が交付されます。
※「短期被保険者証」は有効期間の短い保険証なので、更新手続きが頻繁になります。
- (3) 1年以上滞納すると、保険証を返還し「被保険者資格証明書」が交付されます。
※この場合、かかった医療費はいったん全額自己負担となります。
- (4) 1年6ヵ月滞納すると、国保の給付の全部または一部が差し止められます。
- (5) さらに滞納が続くと、差し止められた給付額から滞納分が差し引かれます。
※財産の差し押さえが行われる場合もあります。
※「被保険者資格証明書」は、国保加入者の資格があることを証明するだけのもので、保険証のように受診券とはなりません。お医者さんにかかった場合は、いったん全額（10割）を負担し、あとで国保担当窓口申請して、保険給付分の払い戻しを受けることになります。また、介護保険の第2号被保険者がいる場合は、介護保険の給付も制限される場合があります。

5. 日本語がわからない場合

市役所または役場の窓口では外国語の対応ができない場合があります。

ご相談、お手続きに来られる際は、日本語がわかる方とできるだけ同伴してください。



【英語】 (English)	【中国語】 (中文)	【タガログ語】 (Tagalog)	【ベトナム語】 (Tiếng Việt)	【ポルトガル語】 (Português)